

令和7年

第9回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 9 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例新旧対照表

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

第1条 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

現 行 条 例	改 正 条 例
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第2条 赤穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

現 行 条 例	改 正 条 例
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

現 行 条 例	改 正 条 例
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。